報道提供資料

新型コロナウイルス感染症対策に係る市長会見

平成２年７月２２日（水）午後２時

１　令和２年度補正予算専決処分（７月２２日付）による新型コロナウイルス感染症対策への対応について

市内において、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、感染が拡大している中、ＰＣＲ検査費用の公的負担や中小企業者等への支援策など、緊急に予算措置が必要となるものについて経費を計上し、感染拡大の防止及び経済・雇用対策の取り組みを進めるもの。

２　新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算専決処分の内容

総額　約２４億６，４５０万円

事　業　名	所管課	補正予算額	
感染症予防医療事業　〔拡充〕	保健予防課	２１１，９０９千円	2P
事業継続支援金事業　〔拡充〕	産業支援課	７６３，１３７千円	3P
コロナに負けない商店街づくり応援事業　〔新規〕	産業支援課	１０，０００千円	4P
家賃支援金事業　〔新規〕	産業創出課	７８３，２４２千円	5P
休業協力支援金事業　〔新規〕	産業支援課	９５，７６３千円	6P
雇用維持支援金事業　〔新規〕	雇用推進課	６００，４５２千円	7P
計		２，４６４，５０３千円	

Ⅰ　感染拡大の防止　（１事業）

感染症予防医療事業〔拡充〕　事業費　２１１，９０９千円

（保健予防課　TEL803-7023）

■新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、感染が拡大している中、ＰＣＲ検査費用の公的負担について、新たに、帰国者・接触者外来等の医療従事者を対象とするなど、本市における検査・医療の提供体制を確保するもの。

実 施 内 容

いずれも、令和２年８月分の請求分から

- **ＰＣＲ検査費用の公的負担**
  - **帰国者・接触者外来等の医療従事者**　新規
  - **接触者**
- **感染症患者に係る医療費の公的負担**

Ⅱ　事業活動への支援　　（５事業）

事業継続支援金事業〔拡充〕　事業費　７６３，１３７千円

（産業支援課　TEL216-1321）

■新型コロナウイルス感染症のクラスター発生など感染の拡大等に伴い、売り上げが減少し、事業継続に困っている中小企業者等に対して、第２弾として、「事業継続支援金」の売上減少の対象月を新たに設けて支援金を給付することにより、事業継続の下支えをさらに行うもの。

対　象　※現行（第１弾）どおり

＜業　　種＞　中小企業者等（資本金等の要件あり）の**全業種**
＜開業基準日＞　令和２年２月 29 日までに市内において事業を営んでいる者

要　件

＜売上減少の対象月＞
・現行（第１弾）　令和２年　３月～５月
・第２弾　　令和２年　６月～８月
新たに設定し、第１弾の受給者も申請可能に

＜売上減少率＞
・３月以降申請月までの全ての月の売上が、前年同月比で 50%以上減少していないこと
・６月～８月のいずれかの１か月の売上が、前年同月比で 20%以上・50%未満減少していること

支 給 金 額　※現行（第１弾）は上限３０万円

上限５０万円

申 請 期 間

令和２年８月中旬に受付を開始し、11 月 30 日まで
（第１弾の申請期限も、８月 31 日から 11 月 30 日に延長）

コロナに負けない商店街づくり応援事業〔新規〕

事業費　１０，０００千円　（産業支援課　TEL216-1321）

■新型コロナウイルス感染症対策に取り組む商店街・通り会、同業者団体等に対して、その取り組みを広報・ＰＲする経費を助成し、まちのにぎわいの創出や商店街の活性化を図るもの。

対　象

① 商店街・通り会
② 同業者によって組織された団体
③ その他コロナ対策に組織として自主的に取り組んでいる団体

対 象 経 費

① **認証や監修等により感染防止対策に取り組む会員のＰＲに要する経費**
（ＰＲの例）
ステッカー、のぼり旗
（想定する認証や監修等）
業界団体のガイドラインを踏まえ、商店街等が会員の対策を監修・認証する取り組み　など

② **その他、来街を促す広報経費**

補 助 金 額

上限５０万円　（補助率　１０／１０）

申 請 期 間

令和２年８月上旬に受付を開始し、今年度末まで

家賃支援金事業〔新規〕　事業費　７８３，２４２千円

（産業創出課　TEL216-1319）

■新型コロナウイルス感染症のクラスター発生など感染の拡大等に伴い、売り上げが減少し、家賃の負担が重くなっている中小企業者等に対して、国の「家賃支援給付金」に上乗せする支援金を給付することにより、事業継続の下支えをさらに行うもの。

対　象

国の「家賃支援給付金」の給付決定を受けた市内の中小企業者等

要　件

① 令和２年５月～12 月に次のいずれかに該当する者
- **いずれか１か月の売上が前年同月比で 50%以上減少**
- **連続する３か月の売上が前年同期比で 30%以上減少**

② 自らの事業のために占有する建物・土地の賃料を支払う者

給 付 金 額

支払賃料（月額）×　補助率（１／６　または　１／６＋１／１２）　×　６倍

（月当たりの上限額　法人 25 万円　個人 12 万５千円）

＜補助率（法人の例）＞

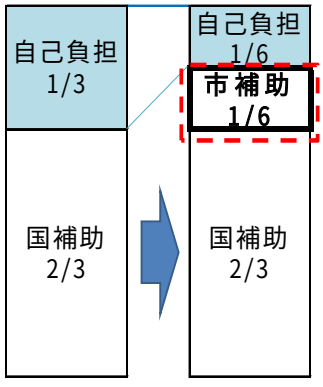

（月額家賃 75 万円以下の部分）

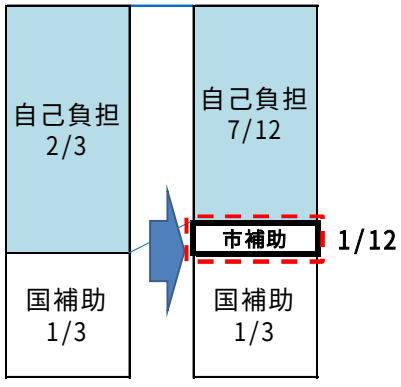

（月額家賃 75 万円超、225 万円以下の部分）

申 請 期 間

令和２年９月中に受付を開始し、令和３年２月まで

休業協力支援金事業〔新規〕　事業費 ９５，７６３千円

（産業支援課　TEL216-1321）

■新型コロナウイルス感染症対策に係る県の休業協力要請に応じたスナック等の遊興施設に対して、本市独自の支援金を給付することにより、２回目となる休業協力により売上の大幅な減少が想定される遊興施設の事業継続を下支えするもの。

対　象

県の休業協力要請（令和２年７月８日～21 日の 14 日間）に応じた遊興施設を市内で営む中小企業等及び個人事業主で、県の休業協力金の受給者

※県が休業要請した施設
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブのうち、接待を伴う飲食店

支 給 金 額

- **法　人　２０万円**
- **個　人　１０万円**

※複数施設を有する事業者には 10 万円を上乗せ

＜県の「休業協力金」との関係＞

合算すると、法人は最大 60 万円、個人事業主は最大 40 万円が支給される。

申 請 期 間

令和２年８月上旬に受付を開始し、９月 30 日まで

雇用維持支援金事業〔新規〕　事業費　６００，４５２千円

（雇用推進課　TEL216-1328）

■新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた中小企業者等に対して、社会保険料の事業主負担額に相当する額を支給し、従業員の雇用維持等を図るもの。

対　象

令和２年４月～９月に新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により休業を行い、その休業にかかる「雇用調整助成金」の交付決定を受けた者のうち、市内に本店または主たる事業所を有する中小企業者等

支 給 金 額

社会保険料事業主負担額に相当する額
（「雇用調整助成金」支給決定額の 15%、最大３月分まで申請可能）

給付見込み総額　５億 9,400 万円

申 請 期 間

令和２年８月下旬に受付を開始し、令和３年２月まで